

林道維持地域活動支援事業（R7）



詳細はこちら
のHPへ

● 事業の目的及び概要

持続的な森林経営を実現するため、地域住民が集落にある林道において、共同で側溝の土砂上げ、草刈り等の維持管理に取り組むことにより、車や通行人の交通安全の確保及び林道災害の未然防止に努めることを目的とする。

● 事業主体

本市が管理している林道が存在する集落の自治会長

● 対象とする要件等

【本市が管理している林道において行われる次の地域活動】

- (1) 側溝の土砂上げ 林道内にある排水構造物（側溝、横断溝）等の土砂上げ
- (2) 草刈り 林道の路肩・のり面部の草刈り
- (3) 路面の整正 林道内の敷砂利、敷コンクリート

路面の土砂除去（委託のみ）、路面の土砂盛土（委託のみ）、路面の不陸整生（委託のみ）
ただし、以下の要件を満たしていること。

- (ア) 地域活動が他の農林水産関係補助事業と重複しないこと。
- (イ) 側溝の土砂上げ、草刈り、路面の整正の活動であること。
- (ウ) 地域活動の作業延長が50メートル以上であること

【対象経費】

消耗品：用途が明確なものとし、領収書を整理・保管すること。

原材料：入庫伝票、出庫伝票及び受払簿を作成し、受払日年月日及び数量を正確に記録し、整理・保管すること

人件費：共同作業の出役手当てとし、作業前、作業中、作業後の写真（100メートル当たり1箇所分（ただし施行延長が400mを超える場合は4箇所以上）、作業日報、出役手当ての受領が確認できる書類を作成し、整理・保管すること。

委託費：路面の整正について専門技術を有する事業者へ委託する費用とし、写真（作業前・作業中、作業後）、出来形、見積書、契約書、請求書、領収書を整理・保管すること。

賃借料：側溝の土砂上げのために地元自治会に発生する重機の賃借料（燃料代を含む）とし、作業中の写真、借料の明細が確認できる書類、領収書、作業日報を作成し、整理・保管すること。

● 財政支援措置

	地域活動	補助金の額
(1)	側溝の土砂上げ	実行経費もしくは、市の設計額のいずれか安価な額とし、人力によるものは40,000円、重機によるものは60,000円を上限とする。
(2)	草刈り	実行経費もしくは、市の設計額のいずれか安価な額とし、40,000円を上限とする。
(3)	路面の整正	実行経費もしくは、市の設計額のいずれか安価な額とし、40,000円を上限とする。

ただし、同一年度中に補助を受けられる回数は1自治会あたり1路線ごとに1回とし、補助限度額は400,000円とする。路面の土砂除去、路面の土砂盛土、路面の不陸整正に限り追加で申請する事もできるものとするが、補助限度額の合計は400,000円とする。なお、複数の林道が存在する自治会においては、その合計の補助上限額を800,000円とする。

事業期間：令和7年度～令和10年度

● 留意事項